

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年7月27日 22時15分ごろ
発生場所	広島県福山港 JFEスチール福山港新涯導灯（前灯）から真方位147°220m付近 （概位 北緯34°27.4′ 東経133°24.5′）
事故の概要	旅客船くれいるさんようは、着棧操船中、係留中の遊漁船第六豊海丸 <small>とよみ</small> に衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月10日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客船 くれいるさんよう、89トン 129605、三洋汽船株式会社 B 遊漁船 第六豊海丸、4.9トン HS3-34120（漁船登録番号）、個人所有 第273-10967号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷、ベンチに破損 B スパンカー帆柱に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、旅客82人を乗せ、福山港フェリー埠頭から南東方に延びる棧橋（以下「本件棧橋」という。）に左舷着けとする予定で約1ノットの対地速力で前進しながら着棧操船中、左舷船尾部がB船の船尾部に衝突した。 船長Aは、本件棧橋に着棧した経験が約10回あり、本件棧橋とB船を左舷船首方に見ながら、いつもどおり本件棧橋に接近したが、B船との距離を十分に離していればよかったと本事故後に思った。 B船は、本件棧橋先端部に、船首を南西に向け、船尾を棧橋から突き出し、右舷着けで無人で係留中、A船が衝突した。
分析	A船は、本件棧橋にB船が係留している状況下、前進しながら着棧操船中、船長Aが、B船との距離を十分に把握しておらず、いつもどおり本件棧橋に接近したことから、B船に衝突したものと考えられる。 B船は、本件棧橋に係留中、A船が衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、A船が、本件棧橋にB船が係留している状況下、前進しながら着棧操船中、船長Aが、B船との距離を十分に把握しておらず、いつもどおり本件棧橋に接近したため、B船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・船長は、着棧操船時、棧橋に係留船がいる場合は、係留船との距離を十分に離れた操船を行うこと。